

保護者の皆様へ

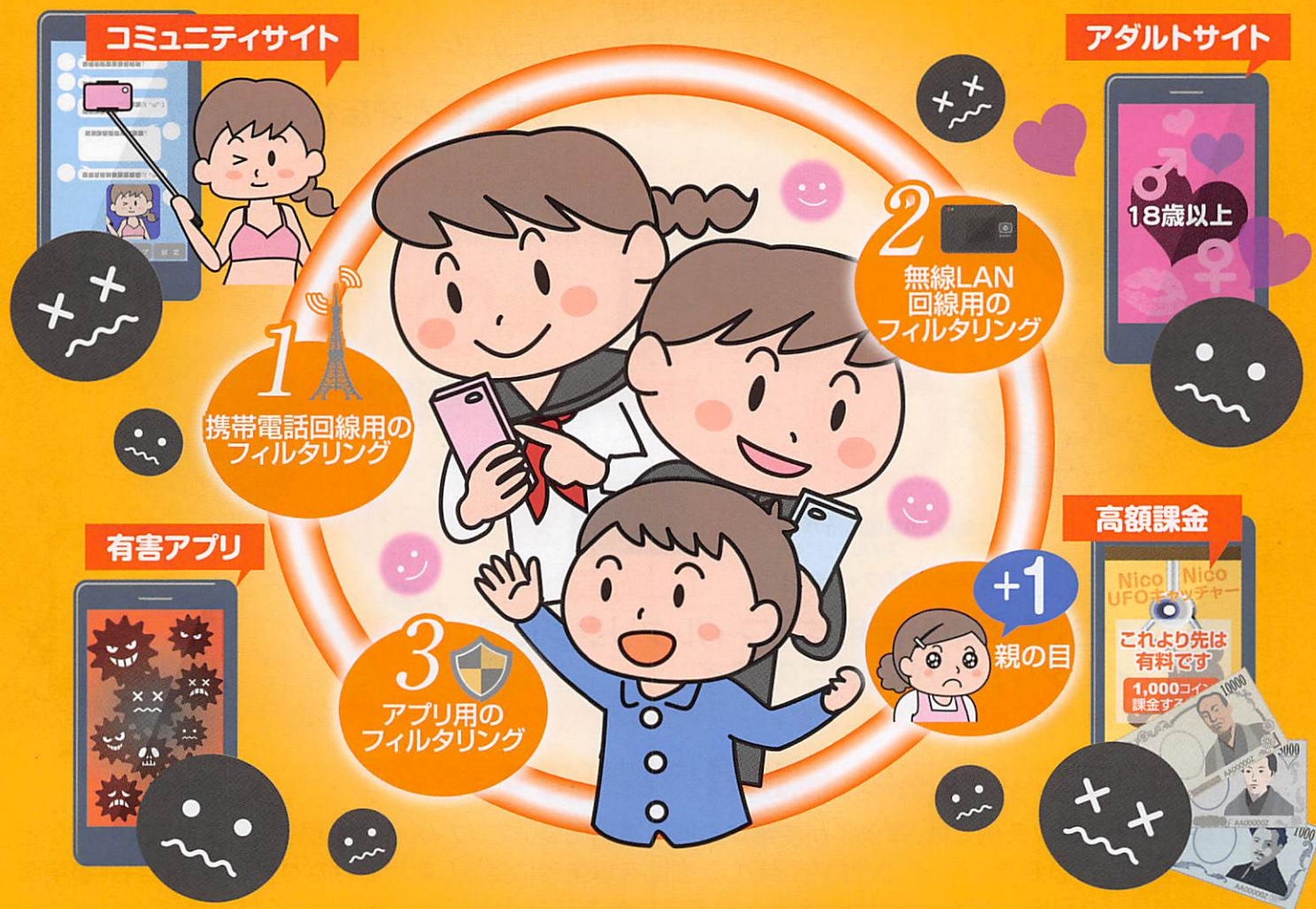
そのフィルタリングだけで 本当に大丈夫?



ネット被害から子どもを守るためには!!

+1 青少年が使用するスマートフォンには、

3種類のフィルタリングが必要です。



1 携帯電話回線用のフィルタリング

携帯電話回線(3G、4G回線やLTEなど)でアクセスする際に有害サイトの閲覧をブロック。

- ・無線LAN回線を介した場合は無効。
- ・有害なアプリのダウンロードを防ぐことはできない。

2 無線LAN回線用のフィルタリング

無線LAN回線(Wi-Fi等)などの携帯電話会社以外の回線でアクセスする際に有害サイトの閲覧をブロック。

- ・スマホ本体に導入・設定して使うフィルタリング。
- ・設定したブラウザなどからネットワークに接続しなかった場合は無効。
- ・有害なアプリのダウンロードを防ぐことはできない。

3 アプリ用のフィルタリング

アプリケーションの有害性を個別に評価・判別するレーティング設定により、有害なアプリのダウンロードをブロック。

- ・スマホ本体に導入・設定して使うフィルタリング。

補足

※iPhoneは、端末による「機能制限」でアプリを管理できます。

+1 親の目が最高のフィルタリング!



親の目が最高のフィルタリングであることを忘れないでください。

しかし! フィルタリングも万能ではありません。
何かあれば親に相談・子どもに話しかける。
そのきっかけとなるのが「フィルタリング」です。
ちなみに、フィルタリングをしてもLINEやツイッターなどを使う方法もあります。
フィルタリングは親子のコミュニケーションに役立つソフトです。



だから、青少年が使用するフィルタリングには、**3種類**のフィルタリングが必要なのです。

フィルタリングの利用は、保護者の責任です。

愛知県青少年保護育成条例では、青少年が使用する携帯電話について、フィルタリングサービスを利用しないときは、正当な理由が必要であり、その理由を記載した書面を事業者に出さなければなりません。併せて、事業者にもフィルタリング利用に関する説明等を義務付けておりますので、十分に説明を受けてください。